

令和四年政令第二百九号

労働者協同組合法施行令

内閣は、労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第五条第一項、第七条第二項、第三十二条第五項、第三十八条第三項（同法第一百八条第一項において準用する場合を含む。）、第四十条第六項及び第四十五条第九項（これらの規定を同法第九十四条第二項（同法第二百二十三条において準用する場合を含む。）及び第一百八条第一項において準用する場合を含む。）、第五十条（同法第一百八条第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第四項及び第七項（これらの規定を同法第一百八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条第四項、第五十七条第二項、第九十四条（同法第二百二十三条において準用する場合を含む。）並びに第九十八条第一項並びに附則第八条第一項及び第十五条第一項（同法附則第十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（労働者協同組合が行うことができない事業）

第一条 労働者協同組合法（以下「法」という。）第七条第二項に規定する政令で定める事業は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に掲げる労働者派遣事業とする。

（組合員以外の者からの監事の選任を要する労働者協同組合の範囲）

第二条 法第三十二条第五項の政令で定める基準は、事業年度の開始の時ににおける組合員の総数が千人であることとする。

2 労働者協同組合（以下「組合」という。）の事業年度の開始の時ににおける組合員の総数が新たに千人を超えることとなった場合においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該組合は、法第三十二条第五項の政令で定める基準を超える組合に該当しないものとみなす。

3 組合の事業年度の開始の時ににおける組合員の総数が新たに千人以下となった場合においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該組合は、法第三十二条第五項の政令で定める基準を超える組合に該当するものとみなす。

第三条 法第三十八条第三項の規定により組合の理事及び監事について会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百五十七条第一項	株主（監査役設置会社にあつては、監査役）	監事（監査会設置組合（労働者協同組合法第五十六条第四項に規定する監査会設置組合をいう。以下同じ。）にあつては、監査会員（同法第五十四条第二項に規定する監査会員をいう。）
第三百八十一条第二項	監査役設置会社	監査会設置組合以外の組合
第三百八十一条第三項	監査役設置会社の子会社	監査会設置組合以外の組合の子会社（労働者協同組合法第三十二条第五項第二号に規定する子会社をいう。）
第三百八十五条第一項	監査役設置会社	監査会設置組合以外の組合
第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）	六十四条	監査会設置組合以外の組合
第三百八十六条第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）	監査役設置会社	労働者協同組合法第四十二条第二項
	監査役設置会社	労働者協同組合法第四十二条第二項
	監査役設置会社	労働者協同組合法第五十条において準用する第八百四十七条第一項
	第八百四十七条第一項	労働者協同組合法第五十条において準用する第八百四十九条第四項
	第八百四十九条第四項	同法第五十条において準用する第八百五十二条第二項
	第八百五十二条第二項	

2 前項の規定は、法第一百八条第一項において準用する法第三十八条第三項の規定により労働者協同組合連合会（以下「連合会」という。）の理事及び監事について会社法の規定を準用する場合に於いて準用する。この場合において、前項の表第三百八十一条第二項の項中「監査会設置組合以外の組合」とあるのは「連合会」と、同表第三百八十一条第三項の項中「監査会設置組合以外の組合に規定する議決権をいう。」の過半数を有する会社」と、同表第三百八十五条第一項の項中「監査会設置組合以外の組合」とあるのは「連合会」と、同表第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の項及び第三百八十六条第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の項中「労働者協同組合法」とあるのは「労働者協同組合」と、同表第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の項及び第三百八十六条第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の項中「労働者協同組合法」とあるのは「労働者協同組合」と、同表第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の項及び第三百八十六条第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の項中「労働者協同組合法」とあるのは「労働者協同組合」と読み替えるものとする。

第四条 法第四十条第六項（法第一百八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により理事会の招集について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句
読み替える会社法の規定	読み替える字句

第三百六十八條第一項	各取締役（監査役設置会社にあつては、各取締役及び各理事及び各監事（監査会設置組合（労働者協同組合法第五十六条第四項に規定する監査会設置組合をいう。次項に監査役）	（役員）の組合等に対する損害賠償責任について準用する会社法の規定の読替え）	（監査会設置組合と理事との間の訴えについて準用する会社法の規定の読替え）
第三百六十八條第二項	取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役	（役員）の組合等に対する損害賠償責任について準用する会社法の規定の読替え）	（監査会設置組合と理事との間の訴えについて準用する会社法の規定の読替え）
第四百二十六條第二項	前条第一項		
第四百二十六條第三項	前条第二項		
第四百二十六條第四項	前条第三項		
第四百二十六條第五項	前条第四項及び第五項		
第四百二十七條第一項	第四百二十四条	取締役（業務執行取締役等であるものを除く）、会計参与、監査役又は会計監査人（以下この条及び第九百十一条	（役員）の組合等に対する損害賠償責任について準用する会社法の規定の読替え）
		第三項第二十五号において「非業務執行取締役等」という。）	
		非業務執行取締役等が	
		非業務執行取締役等と	
第四百二十七條第二項	非業務執行取締役等		
第四百二十七條第三項	非業務執行取締役等		
第四百二十七條第四項	非業務執行取締役等が任務		
第四百二十七條第四項第一号	第四百二十五条第二項第一号及び第二号		
第四百二十七條第四項第三号	第四百二十三條第一項		
	非業務執行取締役等		
第四百二十七條第五項	第四百二十五条第四項及び第五項		
	非業務執行取締役等		

2 前項の規定は、法第九百十八條第一項において準用する法第九百二十五条第九項の規定により役員連合会に対する同条第一項の責任について会社法の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前項の表（第四百二十七條第二項の項及び第四百二十七條第四項の項を除く。）中「労働者協同組合法」とあるのは、「労働者協同組合」と読み替へるものとする。

（役員）の責任を追及する訴えについて準用する会社法の規定の読替え）
第六條 法第五十条（法第五十七條第一項の規定により読み替へて適用する場合及び法第九百十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定により役員連合会に対する同条第一項の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合において、同法第八百五十條第四項中「第五十条、第二百二條、第三百三條第三項、第二百二十三條の第二項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二條第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項」とあるのは、「労働者協同組合法第四十五條第四項（同法第九百十八條第一項において準用する場合を含む。）」と読み替へるものとする。
 （書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）

第七條 法第五十三條第四項及び第七項（これらの規定を法第九百十八條第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項を電磁的方法（法第十一條第三項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 2 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（監査会について準用する会社法の規定の読替え）
第八條 法第五十四條第四項の規定により監査会について会社法の規定を準用する場合は、同法第三百八十一條第三項中「子会社に」とあるのは、「子会社（労働者協同組合法第三十二條第五項第二号に規定する子会社をいう。）」と読み替へるものとする。
 （監査会設置組合と理事との間の訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第九條 法第五十七條第二項の規定により法第五十六條第四項に規定する監査会設置組合と理事との間の訴えについて会社法の規定を準用する場合は、同法第三百五十三條中「第三百四十九條第四項」とあるのは、「労働者協同組合法第四十二條第二項」と読み替へるものとする。
 （組合等の解散及び清算について準用する会社法の規定の読替え）

第十條 法第九十四條第一項の規定により組合の解散及び清算について会社法の規定を準用する場合は、同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは、「労働者協同組合法第九十四条第二項（同法第二百一十三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第四十五条第四項」と読み替えるものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

（出資の割当てを受けることができない者）

第二条 法附則第八条第一項に規定する政令で定める者は、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第十八条第一項の規定により組織変更（法附則第四条に規定する組織変更をいう。以下同じ。）前の企業組合（中小企業等協同組合法第三条第四号に掲げる企業組合をいう。次条第一項及び第二項において同じ。）から脱退することとなる組合員とする。

（企業組合の組織変更の登記）

第三条 企業組合が組織変更をしたときは、法附則第五条第四項第七号に規定する効力発生日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、組織変更前の企業組合については解散の登記をし、組織変更後の組合については設立の登記をしなければならない。

2 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第七十八条の規定は組織変更前の企業組合についてする前項の登記について、同法第七十六条及び第七十八条の規定は組織変更後の組合についてする同項の登記について、それぞれ準用する。

3 組織変更後の組合についてする第一項の登記の申請書には、商業登記法第十八条に規定する書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 定款

三 代表権を有する者の資格を証する書面

四 法附則第六条第三項の規定による公告及び催告（同条第四項の規定により公告を官報のほか中小企業等協同組合法第三十三条第四項第二号又は第三号に掲げる公告方法によってした場合）にあつては、これらの方法による公告（公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

（特定非営利活動法人の組織変更の登記）

第四条 前条の規定は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人が組織変更をした場合について準用する。この場合において、前条第三項第四号中「附則第六条第三項」とあるのは「附則第十九条において準用する法附則第六条第三項」と、「中小企業等協同組合法第三十三条第四項第二号」とあるのは「特定非営利活動促進法第二十八条の二第一項第二号」と読み替えるものとする。